

桐生彦部家の足利將軍家旧臣活動

菱沼一憲

The Hikobe Family in Kiryu and Their Activities as a Former Retainer of the Ashikaga Shogunate Family
HISHINUMA Kazunori

はじめに

- ①彦部家の由緒の構造
- ②会津藩土坂本家との旧臣関係
- ③旧臣家活動の背景
- ④社会運動としての旧臣活動
おわりに

【論文要旨】

上野国桐生下広沢村の彦部家の足利將軍家旧臣活動の分析を通じて、近世の身分制における由緒の機能を明らかにし、旧臣活動の背景にある社会運動を浮かび上げさせる。

彦部家は同村の有力百姓で、村役人に任じられていた。しかし高階姓で、室町・戦国期には、足利將軍家の近習の武士として京都で活動し、戦国末期に同村へ土着したと伝える。戦国期、同地へ土着するに際し、戦国大名由良氏より広沢郷内に千疋を宛行われたという領主としての由緒、関ヶ原の合戦で旗絹・旗竿を献上したという桐生領五四ヶ村の由緒は、それぞれ村支配、絹織物産業を支える理論として機能した。いわゆる「家の由緒」「村の由緒」である。これに対して足利將軍家の旧臣として会津藩土坂本家と交流した活動は、その目的が必ずしも明確ではない。坂本家は足利義昭の曾孫で牢人であった義部が、神道学・軍学・有職故実に通じて会津藩主保科正容に求められて同藩に仕官した。足利鐔阿寺がこの坂本家と、彦部家を仲介し旧臣関係が構築され、それにより御目見・御見舞・祿や感状の下賜・一字拝領といった恩賞給付

がなされた。そもそも彦部家は、京都西陣から高度な織物の技術を導入し、また文芸の面では、江戸の国学者を桐生へ招き、また出府して中央の文化を吸収し、桐生国学を興隆させるなど、中央の文明・文化を積極的に導入・吸収することにより家の繁栄をもたらしてきたのである。坂本家との旧臣活動もまた、同家に蓄積されていた先進的で高度な文化に触れ、それに倣ってゆくことが一つの目的であったと考えられる。幕末期、彦部家は嫡子を幕臣とし、武家へ養子に入れており、同家が身分の上昇に執心していたことは明らかであるが、これを単に、幕藩体制での身分秩序を下支えるものと理解することは正しくない。武家による政治・経済・文化の一元的な独占体制への抵抗であり、独占されていたそれらを獲得してゆくという積極的な面を評価すべきである。こうした動向は、幕府支配体制の相対化という意味で、草莽運動と質的な共通性を見出すことができ、また彦部家のみならず東関東で広く確認される社会的動向といえる。

【キーワード】 由緒、武家、身分制、絹織物、国学

はじめに

国立歴史民俗博物館共同研究「中近世における武士と武家の資料論的研究」での一つのテーマが、中世・近世を通じた武士武家の議論である。このため研究報告会でも中世の武士と近世の武士との共通性と相違を確認してゆくような報告を準備し、討議でもそれを意識した。またそのテーマに沿って、国立歴史民俗博物館所蔵越前島津家文書・国立公文書館所蔵蜷川家文書・群馬県桐生市彦部家資料・横浜市港北区東方鈴木家資料などの資料調査を実施した。さらに中世史・近世史の研究者が、それぞれの立場から共通の課題・資料を用いての膝詰めの議論が必要だと考え、小規模の研究会を数多く実施した。こうした試みの成果は、国立歴史民俗博物館企画展示『武士とはなにか』（二〇一〇年）の各章に、それぞれ何らかのかたちで反映されている。

これら研究会の議論の中で共通認識であったのは、武士武家という枠組みの曖昧さである。身分制が成立していない中世ではもちろん、士農工商という身分制度が確立された近世においても武士武家たる明確な基準は見出せない。あえて一つの基準を示すならば、「武士たる由緒の有無」であろう。近世幕藩制の身分制度上、武士と認定されない百姓・商人などの身分であっても、かつて中世では武士の家であったという由緒に基づいて、武士の表象である苗字帯刀が許される郷士・農兵が存在していたことは明確であり、逆に全く武士としての由緒を持たない武士というのも基本的には存在し得ない。

さらに由緒は、単に武士であるか否かではなく、その家柄の上下の指標にもなる。前掲越前島津家文書は、本来、播磨国下揖保地頭系の島津氏に伝来してきたものであるが、それが近世に至って薩摩藩島津家の所蔵に帰し、同藩の「官庫」で管理されていた。藩主を退きながらも、大

御所として藩の実権を掌握していた島津吉貴は、元文二年（一七三七）、次男忠紀（壮之助）に重富島津家を立てさせる。この際、官庫に保管されていた越前島津家文書を忠紀に譲与し、越前島津家の再興というかたちをとらせている。これにより重富島津家は、本来は全くの新興の家にもかかわらず、島津家一族内での上位に位置付けられることになった。¹⁾

日本の身分制度において由緒が果たした役割は極めて大きく、その有無、良し悪しとその人・集団の政治・経済・文化活動を規定・規制したといえる。しかし、かくも強く人間生活を規定しながら、前述のように身分制の枠組みを創出すべき法的な基準は極めて曖昧で、それ故、由緒を偽作したり、変更したりすることが頻繁に行われることにもつながっている。支配制度でありながら、法的な整備が未熟で、それでいて拘束力が強い。なんとも掴みどころがなく、もどかしさを感じる。

本稿でとりあげた彦部家の旧臣活動もまさにそうした、掴みどころのないもどかしさを感じ、むしろそれに惹かれて取り組んでみた課題である。この曖昧で不明瞭な部分で、より日本の身分制度の特徴を浮かびあがらせるのではなからうか。

①彦部家の由緒の構造―「家の由緒」「村の由緒」と旧臣活動

彦部家は現在桐生市広沢町に所在する。宝暦十三年（一七六三）八月に、領主鳥居権介へ八代昌信が上申した由緒書（番外6 以下、彦部家の資料整理番号を（ ）内に記す）によれば、彦部家の由来は、およそ次のようなものである。

彦部氏は天武天皇を祖とする高階氏であり、鎌倉時代初期に光朝は陸奥菊田郡（斯波郡が正しい）彦部郷に移住し彦部を名乗る。その子光継が足利氏に付属し、その子光貞は、足利尊氏に従って摂津兵庫で戦死し、子孫は代々足利將軍家に昵近奉公する。そして①信勝は近衛前嗣に従

つて上野へ下向し、広沢郷へ土着した。この際、永禄四年（一五六一）、由良成繁に広沢郷内千疋が宛行われている。天正十八年（一五九〇）、由良氏は常陸国牛久に転封となり、広沢郷は徳川領に編入され、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦にあたり、家康に旗竿の竹を献上したことで彦部氏居屋敷抱山一町六反余が除地と認められた。寛永八年（一六三二）に代官小林彦五郎の支配となり、その際、由緒を申し上げて、除地はこれまで通りと認められ、また寛文元年（一六六三）に館林藩領となるが、除地は継承される。⑤信次は元和元年（一六八一）に本庄宗資に仕官し笠間町奉行役を勤め、宗資の子資俊の遠州浜松への転封に従い、宝永三年（一七〇六）に同藩を暇乞いして広沢に戻った。天和二年（一六八二）に下広沢村は、館林藩領から旗本領に編入され、旗本石尾七兵衛分一わかかずの給地となる。この際、⑥信毗は、自家の由緒を申し上げて村方取締・二人扶持の御用人格とされる。その後、宝暦十三年に至るまで代々除地が認められ、村方取締として扶持が加えられてきたことを、新たな給人鳥居権之助へ申告している。本稿で扱うのは近世の彦部家であり、それは次の系図の①～⑫代にあたる。

〔彦部家略系図〕

- 天武天皇―高市親王―長屋王―桑田王―磯部王―石見王―峯緒―令範―茂範―師尚―良臣―敏忠―業達―業忠―成佐―惟章―惟頼―惟真―惟範―惟長―惟光―惟貞―光朝（彦部六郎）―光繼―秀貞―光高―光春―松法師丸―忠春―教春―賢直―国直―晴直―輝信―①信勝―②信直―③信包―④信重―⑤信次―
- ⑥信毗のぶと（弥三郎、延宝元年（一六七三）～明和三年（一七六六））
- ⑦昌信（五兵衛・数馬、正徳三年（一七一三）～明和六年（一七六九））
- ⑧至輔（専（仙）三郎、享保二十年（一七三五）～天明元年（一七八一））
- ⑨信有（五兵衛・数馬、明和二年（一七六五）～天保三年（一八三二））
- ⑩知行（采太郎・五兵衛・数馬、寛政元年（七八九）～慶応四年（八六八））

⑪守信―⑫信之―牧太郎―信庸（駒雄）

桐生市広沢に現存する彦部家の住宅は、平成四年（一九九二）に重要文化財に指定されており、建物は主屋・長屋門・冬住み・文庫倉・穀倉で、主屋の建築年代は江戸前期とされる。住宅は、方一町程の堀と土居に囲まれ、背後の山に詰め城を持つという中世の土豪の館のスタイルを遺している。

これら桐生彦部家に関する基本的な歴史については同家編纂による『彦部家の歴史』⁽²⁾に詳しい。

同家は中世・近世期の史料を多数所蔵しており、群馬県史編纂の際、調査が行われ、中世文書の大部分と、近世文書の一部が群馬県史で翻刻されており、また史料目録は『群馬県史収集複製資料目録 第一集』（群馬県立文書館、一九九四年）に、これも部分的ではあるが掲載されている。本稿で史料を引用する際の番号は、彦部家の整理番号であるが、これはこの県史の近世部会調査の際に付した整理番号に基づいている。

文献史料の他にも彦部家には、刀剣・弓矢・甲冑・馬具・絵画など歴史資料が多数伝来しているが、文献を含めて、これらいわゆる家宝類は、単なる美術品として、あるいは学術的資料として伝来してきたのではない。それは例えば、宝暦十三年の由緒書上の際、系譜だけではなく、「お尋ねにはないけれど」とことわりながらも、伝来する武器武具類を書き上げた目録を付しているように、自家の由緒を証明するための証拠として機能していた。あるいはさせようとしていたのである。

一九八〇年代以降、近世史では由緒に関する研究が盛んとなったが、そこでは「家の由緒」と「村（地域）の由緒」という類型の異なる由緒の存在が指摘されている。⁽³⁾

前掲宝暦十三年の由緒書上は、前年までの川田玄蕃に代わり領主となった鳥居権之助へ提出されたものであり、それが明和元年（一七六四）二月に聞き届けられたことが【1】鳥居権之助黒印状で確認される。すな

わち、彦部家の家柄を認め、その上、今般の格別の働きを評価して給人格・苗字帯刀を許されている。これは前述の「家の由緒」にあたる。

【1】鳥居権之助黒印状（318）

覚

其方儀、家柄其上今般格別之御用等相勤方^ニ付、御給人格、苗字帯刀被^ニ仰付^一間、其旨相心得、右帯刀^江対^シ不作法無之様、可^ニ相守^一候也、

鳥居権之助

酉二月

役所（黒印）

御知行所

上州山田郡下広沢村

年寄役 五兵衛江

宝暦十三年の由緒書上の際には、「下広沢郷土彦部数馬」と署名しているように、武士身分を自称し、領主鳥居家より給人格を与えられ、苗字帯刀を許されている。それは年寄役として村運営に携わるにあたり、大きな後見となったであろう。

この宝暦の由緒の近世彦部家初代の信勝項には次のようにある。

広沢郷初代 彦部弥太郎

一、彦部雅楽頭晴直長男弥太郎信勝、永禄之初近衛前嗣公関東御下向之節、供奉仕由緒御座候^ニ付、上野園田庄広沢郷^ニ住居罷在候処、同国新田金山之城主由良少将成繁朝臣より広沢郷^ニおい^テ千疋之地、被^ニ宛行^一候、右者近衛殿桐生久方之館^ニ御逗留之中、奏者相勤候儀に付而申伝候、右之文書今以所持仕候、此時より広沢郷手白山^{テウス}之下字千松台竹ヶ岡、源家旧縁御吉例之地^ニ今以在^ル住仕候、近衛殿思召有而、御止メ被^レ置候由申伝候、

初代の信勝は、永禄年間に近衛前嗣に従って関東に下向し（越後上杉氏に関わって下向したとされる）、上野園田庄広沢郷に土着するにあ

たり、永禄四年、由良成繁への軍功により、広沢郷内千疋の地を宛行われている。この宛行状【2】は、彦部家に伝来しており、多数の中世文書を所蔵する彦部家であるが、中世における広沢郷の領有を明示する資料は、これが唯一である。それ故、近世における領主支配理論を支える由緒として、この宛行状は重要視されることになる。

【3】は四代信重が除地と主張する山（相窪山）へ惣百姓中より訴訟され、代官所で対決となった際の願文であり、ここで山の領有は「成繁殿より彦部五郎信重の先祖弥太郎（信勝）が知行を申し請け」たことに根拠を求めている。これは馬草場として同山へ立ち入りを求める惣百姓等と、それを拒否し利益権を主張する彦部家の争いらしい（彦部家譜、121）。

【2】由良成繁宛行状（追加2）

今度桐生之前引切御忠節無^ニ比類^一候、因^レ茲広沢郷之内、御抱之内千疋之所進^ニ置^一之候、猶以御走廻可^レ為^ニ肝要^一候、恐々謹言、

永禄四年^{西辛}

二月十日 成繁（花押）

彦部弥太郎殿

【3】彦部信重願文（121彦部家譜所収）

成繁殿より彦部五兵衛信重先祖弥太郎代々知行申請候より以来、孫拙者親代々山之年貢除ノ上、今迄持来申候、此度御代替^ニ付先規之筋目、御代官所へ申上候得ハ、野沢惣兵衛殿山之御見分被^レ出^ル御年貢被^ニ仰付^一候間、指上被^レ申候所、村中之者、公事申懸今月今日御代官所^江罷出候事、

南無北計大明神様御神力奉^レ願候

「家の由緒」は、村の運営に寄与したという実績の証であるとともに、苗字帯刀という郷士身分の獲得と、除地の獲得・山野の占有という領主的支配を支える理論として機能していたことが理解される。

前掲宝暦十三年の由緒書上には、彦部家から旗差物の竹竿を供出したという由緒により除地が与えられたとあるが、その際、慶長五年の関ヶ原の合戦では、桐生領五四ヶ村から徳川家康へ旗絹を献上し、これ以来、將軍家へ絹を献上するようになったという旗絹献上の歴史にも触れられており、これは「村の由緒」にあたる。桐生領五四ヶ村とは、上野国山田郡を中心に、勢多郡の渡良瀬川上流域に所在する村々をさし、この地域は、中世よりの生糸生産地であり、当初は大間々、後に桐生新町を中核として絹織物産業を発展させた。⁽⁴⁾

慶長五年の関ヶ原の合戦の際に徳川家康から旗指物に用いる絹を求められ、桐生領五四ヶ村の農民が、機織一台につき絹一疋（一疋＝二反）、都合二、四一〇疋の旗絹を供出した。この臨時の旗絹上納がいつのころか定例化し、正保三年（一六四六）には物納から金納に代わり、明暦二年（一六五六）には追徴分が加えられるなど、近世を通じて存続している。⁽⁵⁾

桐生領民にとって、この旗絹の献上の由緒は祝文的常套語であり、領内に何か問題が生じると「恐れながら桐生領の儀は権現様以来御吉例の地」と冒頭して上訴するとされる。⁽⁶⁾幕末期に桐生の絹市場が足利に押されるようになってくると、彦部知行は、この旗絹供出の由緒を前面にたてて、桐生領内の絹業者に働きかけ、その団結を促し、桐生市場を保護するよう幕府側へ訴え出ている。

この桐生領五四ヶ村による旗絹献上の由緒は、異同がありながらも桐生領内で共有されている。すなわち、天保十一年三月大間々糸絹市由来に「桐生領五拾四ヶ村之儀⁽⁷⁾、天正年中より御旗絹奉⁽⁸⁾献上候御吉例之地⁽⁹⁾御座候」とあり、また天保八年十一月桐生絹買織屋議定書には「桐生領織物之儀者、乍⁽¹⁰⁾恐東照宮様御吉例之地⁽¹¹⁾、以⁽¹²⁾御神徳⁽¹³⁾繁昌致、從⁽¹⁴⁾古来⁽¹⁵⁾於⁽¹⁶⁾桐生新町⁽¹⁷⁾、売買致来候」とみえる。こうした伝統的な上納により元禄十一年の改判料取止、宝暦十年の糸絹連上取消、天明元年貫目

改所設置中止といった特典を幕府に要求し認められている。

つまり彦部家の宝暦十三年の由緒書上に載せられた旗絹の献上は、桐生領で共有される「村の由緒」であり、献上により幕府から産業を保護され、桐生領五四ヶ村という枠組みでの絹織物産業の活動を助成する機能を果たしていた。

彦部家をめぐる、武士としての来歴と戦国大名由良氏からの知行地の宛行という「家の由緒」は、除地と郷士身分の獲得をもたらし、村内における領主的立場の獲得・保持に機能している。また桐生領五四ヶ村より家康への旗絹献上という「村の由緒」は、絹織物産業の運営を円滑ならしめる機能を果たしており、「家の由緒」「村の由緒」はその機能の面からも区別できる。

この機能の面から考えると、彦部家にはいささか分析に困る由緒に関わる活動がみられる。それが足利將軍家の旧臣の家柄という由緒から、足利義輝の子孫会津藩士坂本家の従臣となる旧臣活動である。

彦部氏は宝暦年間以降、旧足利將軍家の家臣として、会津藩坂本氏・足利鏝阿寺・足利旧家臣といった人々との関係を構築しているが、この旧足利家臣という由緒については、国を越えてより広汎な連携を構築しているものの、それが彦部家の活動に如何なる意義を持っていたのか、必ずしも明確ではない。すでに下広沢村の歴代領主より除地と郷士身分は認められており、また足利將軍家旧臣という「家の由緒」に関連した活動に如何なる意義が存在するのかは、一見して不明なのである。

② 会津藩士坂本家との旧臣関係

彦部家は先に示したように足利將軍家の側近の家柄を称していた。そのため足利將軍家の末裔を称する会津藩士坂本家の旧臣として活動する。彦部家と坂本家との関係が確認されるのは宝暦十一年（一七六一）

頃からになる。すなわち、文政五年・文政十一年・天保三年の坂本家と彦部家の交流記録（114、後述）には、朱書で

宝曆十一年辛巳年四月

坂本学兵衛義辰君、足利^江為^三御仏參^一御出張、四月十五日彦部昌信御目通、御肴料^{品々拜領}之外、乗鞍^壱乗献上、此時、

弥三郎信毗九十壱才・五兵衛昌信四十四才・専三郎至輔二十八才と覚書が記されている。これを裏付ける史料が、【4】四月十七日彦部昌信宛鏝阿寺千手院満慶書状（坂本家由緒書上、322）である。

【4】鏝阿寺千手院満慶書状

（包紙）「宝曆十一年辛巳年四月、坂本公足利^江御参詣之節、相伝鞍^一乗献^上之^一、千手院満慶法印執^計之^一、

（端裏書）「口演」

能御念入候御紙之趣、委曲拜見仕候、左御座候得者、此度乗鞍^{一口}、大日宝前^へ御奉納被^レ成度之由、愚院^へ此段取計給候様被^レ仰越^一、承知仕、即刻入^二御覧^一候得者、殊之外 御褒美被^レ遊、九十一歳之弥三郎^二孫栄太郎^一似せ申度、致^二帰国^一候ハ、拵申付、栄太郎乗鞍^二致させ可^レ申候と被^レ仰、会津^へ御持参被^レ成候、貴様之御心底案知仕、愚老方^{より}此段申上候、左様思召可^レ被^レ下候、心事期^二面調^一候、頓首、

卯月十七日

千手院

彦部五郎兵衛様^参

【5】鏝阿寺千手院満慶書状

（包紙）「足利千手院 彦部五兵衛様 貴報」

二白 明日ハ天氣も宜、御出府目出度御帰国可^レ被^レ成候、以上、御紙筆忝致^二拜見^一候、如^二手筈^一一昨日者、御出被^レ成、御目見首尾能、其上御懇之 上意被^レ為^レ蒙^レ仰、恐悦至極、品々御拝領、難^レ有被^二思召^一候段、御尤奉^レ存候、依^レ之御機嫌為^二御窺^一、御出可^レ被^レ成

候被^二思召^一候所、急御用^二而、明日御出府被^レ成候之由、被^二仰越^一、御前^江右之段啓達奉^二申上^一候、左様思召可^レ被^レ下候、此間者、始而御出之所、取込罷有、麓末之至、真実御免被^レ下候、明日ハ天氣も快晴^二而、御発駕奉^二恐縮^一候、今日者為^二御発駕之御祝儀^一、雲鳥十疋被^二送申^一奉^二受納^一候、御面期^二万賀之余慶^一居候間、好時待^レ之、恐々謹言、

卯月十七日

満慶（花押）

【4】は、「乗鞍^{一口}、大日宝前^へ御奉納^一した礼状であり、その鞍は「会津^へ御持参^一とあるように、実質的に坂本義応への進物であった。また【5】では「手筈のごとく一昨日（十五日）は、御出なされ、御目見首尾よく、その上御懇の上意の仰せ」を蒙ったこと、またその際、「品々御拝領」したことについて彦部昌信（五兵衛）が有り難く思っており、それを「ごもつとも」なことだと満慶は評している。

内容からして、この二通の書状は鏝阿寺千手院学頭満慶が彦部昌信へ宛てて出したものであり、おそらく二通とも十五日の御目見の直後に、彦部昌信が出した礼状への返報であろう。満慶は『足利市史』⁹によると、鏝阿寺寺務学頭第三二世明和安永（一七六四～一七八〇）とあり、また同寺の過去帳によると安永三年（一七七四）十一月二十四日没（鏝阿寺山越忍隆氏のご教授による）である。

交流記録の朱書・【4】【5】の内容をまとめてみると、宝曆十一年四月に坂本義応は鏝阿寺へ参詣し、十五日に千手院満慶を仲介として、旧臣たる彦部信毗・信昌・至輔と御目見し、坂本義応から御懇の上意があり贈答品が下され、彦部家からは乗鞍一口が献上された。おそらくその翌日に彦部昌信が御機嫌伺に参上する予定であったが、急遽、江戸へ出府することになり、手紙で挨拶を済ませたようである。

【5】で満慶は「この間は、始て御出のところ、取り込み罷り有り、麓末の至り、真実ご免下され候」と述べているので、彦部昌信はこれが初

めての訪問であつたらしい。彦部家と坂本家の交流には、終始、鏝阿寺が深く関わっており、その点からすると、信昌が始めて同寺を訪問し坂本義応に御目見した宝暦十一年頃から、旧臣関係が始まったと考えられる。

彦部家が主家に仰いだ坂本家は、(坂本家) 由緒書上(116-1)中の「足利家御由緒并当家族被^(保科)召出候次第」によると、足利將軍義昭につながる家柄で、義部の時に坂本を名乗り、元禄三年五月に会津藩主保科正容に招かれ、二〇人扶持・無役で同藩に召抱えられたという。寛政三年四月坂本家由緒書などにより近代までの坂本家の家系を示しておく。(ゴチック部分は他の資料より追記)

足利義昭―^(色)義高―義房―^(坂本)義部―^(義)義応(馮)―^(よしはる)義辰―義知―義統
―義広―義寿

『会津藩家世実記七』⁽¹⁰⁾享保十二年(一七二七)二月十六日条の坂本学兵衛(義部)病死記事によると、「学兵衛者、足利將軍義昭公之子一色筑後義房之二男」と、足利將軍家の末裔であることが会津藩側の史料にも明記されている。元禄三年(一六九〇)に仕官した後、聞番・新知一五〇石を経て、正徳五年(一七一五)四月、先祖の筋目と年来の勤功により「御側之列御書簡并御客御応答」となり、追々加増されて享保十一年には禄五〇〇石に至っている。ことに正徳三年、藩主保科正容が將軍の理髪役を勤めた際には、將軍家の作法を伝授し、また継嗣正邦の鎧初めの儀式を取り仕切るなど、諸礼故実に堪能で、かつ正容の所望により足利義政所用の具足を献上したり、先祖伝来の弓道を正容に伝授するなど、足利將軍家の末裔としての立場が、義部の藩内の地位に大きく影響していることがわかる。

また同元禄四年六月二十八日条では、義部が神道家吉川惟足の門弟で

あること、同七年八月六日条では、藩主正容が古書を探求した際、義部がそれに応じて所持していた「寛平遺戒・宗長日記・新国史」を供出していること、享保三年正月二十八日条では御軍事方勤・御兵器并役人支配が命じられていることなどがみえており、神道学・兵学などの学問に通じていたことが知られる。坂本家は足利將軍家の後胤という由緒を持ち、かつ学識をもって仕える家柄であり、後述するように、彦部家は自家の歴史を探るに当たり、坂本義知に史料の抜き書きをしてもらうなど、彦部家が坂本家と結びつきを強めていった背景には、坂本家の学識への尊敬があつたものと思われる。

前掲交流記録の朱書覚書によれば、宝暦十一年(一七六一)に鏝阿寺で彦部一族が御目見したのは、義部の子義応ということになる。この記事では、初めに義部の孫義辰と書き、それを義応に訂正しているのが、義応に比定するのは、やや不安がある。『会津藩家世実記』明和元年(一七六四)五月十九日条には「坂本学兵衛依願御役御免」記事があり、同人は宝暦九年より御用人を勤めていたが、「近頃病身之上、春中より中風之氣にて難洪」のため御役御免を願ひ出たという。一方【4】では、彦部家より献上された鞍を孫栄太郎用にする旨に言及しており、やはり高齢であつたことがわかる。世代からすると、宝暦十三年に彦部家三代が御目見したのは義応と考えてよいだろう。

この坂本家と彦部家の仲介を積極的に行っているのが鏝阿寺であり、『足利市史上』の鏝阿寺什宝の一覧には坂本家よりの寄贈品とされるものが多数みえ、坂本家と同寺の関係の深さが確認される。

- 山桜絵(梅雲為信筆) 坂本家寄進
- 伽羅花生(足利家伝来) 坂本義馮寄進
- 不動小剣(三条宗近作) 坂本家寄進
- 鬚切丸(源家相伝宝刀) 坂本家寄進
- 日月之太刀(源盛高作) 坂本家寄進

左文字刀（尊氏將軍所用）坂本家寄進

落葉陣刀（家俊作）坂本家寄進

詩歌帖（光明皇后等）坂本義知寄進

朗詠詩歌集（本阿弥光悦筆）坂本家寄進

不動尊（源家祈念仏）坂本義辰寄進

寄進主として義馮（応）・義辰・義知の三代の名前がみえ、少なくとも義応の代から鏝阿寺との関係があったことが確認できる。なお前掲『芸津藩家世実記』の義邵病死記事には、正容から「從_レ後醍醐天皇_一尊氏_江被_レ下候日月日之刀と申伝候盛吉之陣刀一腰」と刀一腰が義邵に下賜されており、これは坂本家寄進とある日月之太刀（源盛高作）に相当するであろう。

前述のように宝暦十一年の御目見の坂本義応は、明和元年（一七六四）五月に隠居しているが、【6】坂本義辰書状によると、義辰は彦部至輔へ麻袴を贈っている。坂本家から彦部家への袴の下賜は、【7】満慶書状によると、「御家名筋の面々何方へも、参り申さず、そこ元様へ計り下し置かれた」とあり、他の旧家臣らとは別格の優遇であったらしい。袴という身分表象物の付与と、それによる身分の証明が行われていること、また満慶は安永三年（一七七四）十一月に死去しているが、それ以前には彦部家を筆頭とする旧家臣組織が成立していたことが理解される。

【6】坂本義辰書状（332）

舟給忝存候、寒冷弥増候得共、弥御無為御座候由珍重御事存候、拙者無_二異儀_一、罷在候間、御案意可_レ給候、随而鹿相成麻上下令_二進_一入_一候処、被_レ入_二御念_一御紙面忝存候、右御反如_レ此御座候、恐々謹言、

十月八日

坂本学兵衛

義辰（花押）

彦部専三郎殿

【7】鏝阿寺学頭千手院満慶書状（332）

二白 会津坂本公より足利家御紋御上下一具御手前様へ、御家名筋之面々何方へ、参り不_レ申、其元様へ計り被_二下置_一、御家之御重器二可_レ被_レ成候、封之儀差越申候、此者儀ハ、去秋中両度使二差越申候大川甚八_与申者、御家来筋、足利七騎之内御座候、当秋中愚老二承御預ケ之足利家御代々ノ御宝物、可_レ参候、此者御しらせ二遣可_レ申候、私方迄御出御拝覧可_レ成候、以上、

尚々老衰患筆御免可_レ被_レ下、御参見奉_レ希候、御返事ハ御容捨可_レ被_レ下候、以上、

一筆啓上候、未余寒退兼可_レ申候得共、御揃御安全御越年、千鶴万亀目出度奉_レ賀候、当方拙守儀、八十三齡_三、無_二異事_一加_レ年候、御賢意安被_二思召_一可_レ被_レ下候、先新春之御祝儀申上度、進_二愚札_一候、恐々謹言、

二月廿三日

鏝阿寺学頭千手院

満慶（花押）

彦部専三郎様

人々御中

この坂本氏と彦部家がより密接となるのは、文政五年（一八二二）頃以降と想定される。彦部家には

A 文政五年十月 坂本公江戸御屋鋪勤御参勤之扣

B 文政十一年_{（一八二八）} 五月_{（一八二九）} 御着、坂本公足利御参詣之扣

C 天保三年_{（一八三二）} 辰年四月 坂本公江戸御勤番_ニ付御目通_ニ罷出候扣

と表紙書された記録（114）があり、Aは、文政五年十月の坂本義知の江戸出府・勤番に際して、彦部栄太郎（後の一〇代知行）が義知邸へ御機嫌伺いに参上した際の記録である。これによると、義知の近年中の菩提寺鏝阿寺・氏神樺崎神社への参詣の希望を聞き、その際の協力を約束している。

その計画が実現した際の記録がBで、この際、彦部氏は足利旧臣のまとめ役として、出迎え・御目見・御送りとその儀式に奔走している。Cは、再度、坂本義知の勤番出府の際の記録である。当時、九代信有は、すでに隠居して江戸に活動の場を移しており、一〇代栄太郎はじめ兄弟三人が、義知邸に御機嫌伺いに参じ、さらに五月二十一日、隠居していた江戸の信有邸に坂本家の家臣を迎えて接待している。こうした忠勤により、信有宅訪問のあった翌々日、栄太郎へ義知の名乗りの一字「知」を与え、その御墨付と、兄弟の善行・教道を賞する感状を給付する旨が言い渡された。

【8】坂本義知一字書出(322)^①
給知之一字

知行

坂本学兵衛

五月二十四日 義知(花押)

彦部栄太郎殿

【9】坂本義知感状(322)

其元家内和順致、別而弟共善行之由承候、畢竟教道行為之義、奇特成事ニ候、依レ之、給ニ知之一字一候間、別紙之通可レ被レ致候、

坂本学兵衛

五月廿四日 義知(花押)

彦部栄太郎殿

この一字拝領につき前掲交流記録Cで

一、(天保三年五月)廿三日九つ時、御機嫌窺ニ出ル、且那被ニ伝聞候者、旧臣多キ中ニ、其方之家程、先代より忠儀を心懸候者無レ之、此度^茂我等出府ニ付、抛ニ万事一、親数馬始兄弟三人、替々罷出、見舞甚忠臣之程、感入候、殊ニ家内和順之由、及レ聞末憑敷候、依レ之我等名乗り之知之一字を可レ遣ス間、是より可レ改ニ知行^与

由、被ニ仰渡候、右御札御請申、夜五つ半時帰宿、

一、廿四日昼、七つ時暇乞ニ出ル、其節御感状并ニ名乗之御墨付共ニ、

二通頂戴、五つ半時帰宿、

と記録している。この一字拝領にあたって坂本家からは、「旧臣多キ中に、その方の家程、先代より忠儀を心がけ候者これ無し」と言い渡されており、坂本家は極めて高く彦部家の忠勤を評価しており、その結果が【8】の一字拝領と感状の下賜であった。坂本家と彦部家の蜜月関係の表現が一字拝領・感状下賜であり、それは主に先代、つまり九代信有からの奉公に対するものであったことがわかる。

会津藩士坂本家と彦部家の旧臣関係は、鏝阿寺を媒介として六代信毗の宝暦頃よりはじまり、幕末文政・天保期の九代信有・一〇代知行の時、その関係が飛躍的に密接になった。

③旧臣家活動の背景

前掲交流記録によれば、坂本義知は彦部家が「万事をなげうち、親數馬を始め兄弟三人、替々罷り出」、江戸の坂本宅へ見舞に参じたことを評価している。兄弟たちは、後述するように、当時は絹織物業経営に多忙であったはずで、そうした中での参府・見舞であり、義知もその点を踏まえて感謝を表したのである。

さらに坂本家との交際には多額の出費が必要で、B文政十一年の御目見にあたっては坂本義知へは菓子代金千疋、その重臣へは合わせて四百疋といった贈答が連日なされ、C一字拝領にあたっては金二両が献上されている。こうした個々の交際の場合で金銭が献上されている他、宝暦・安永頃、江戸の会津藩邸が類焼した際には、同藩士等に寸志金の供出が命じられ、それに苦心した坂本氏は、鏝阿寺に助力を求め、これに応じ、鏝阿寺満慶は旧臣中へ無尽助成を依頼している^②。この際、彦部至輔は

一口一両を出資しており、こうした臨時の出資にも応じる必要があった。旧臣として坂本家と交際しつなかりを深めてゆくため、彦部家は多額の出費を要し、かつ情熱を注いでいた。その成果のかたちが一字拝領・感状下賜であるが、彦部家が多大な労力と資金を投じて、旧臣関係を深めていった理由はどこにあるのだろうか。「家の由緒」「村の由緒」のような、それを主張してゆく際の目的は明確ではない。そこで坂本家との関係構築に最も積極的であった九代信有・一〇代知行の活動全体に注目してみたい。

彦部知行は黒繻子織くろじゆすを開発して桐生織物産業の発展に寄与したことが知られるが、これにつき『桐生織物史上』⁽¹³⁾では、「桐生で黒繻子を初めて織出したのは、広沢村（山田郡）彦部五兵衛である。（中略）通称は栄太郎、諱は知行、別に草野竹林舎等の雅号がある。父信有に就いて、染色の術を学び、後、山藤政八と共に京都に出て、西陣の織屋に入りて、織染の術を究め、帰来特に黒色染について研究する所あつて、文政九年遂に黒繻子を織り出した」とし、黒繻子織の開発が本場西陣の技術を取り入れたものであること、それに父信有が大きく関わっていること、つまり黒繻子織は、親子の共同開発であったと想定している。

また同じく桐生織物の発展の契機とされる金欄織を開発した山藤政八について、「桐生に於いて、金欄の創織者は、下野国足利郡小俣村字根岸（桐生市隣接地）の山藤政八といふ人である。政八は生れて聡明穎悟、夙に機業に志し、傍和歌を好み、広沢村の彦部数馬信有に親炙して、交情父子の如く、或は和歌の批評を乞ひ、或は染色を学び、偶降雨連日に及び渡良瀬川の川止などに遭遇する時は、同家に宿して、家事を助けた。従て信有の長子栄太郎（五兵衛）と親交あり、相語らひ、共に京都に上り、西陣の織屋某方に入り、苦心慘愴、茲に錦繡の織方を習得して帰郷し、初めて関東地方に金欄織を出すに至った」とする。彦部信有・知行親子と信有の薫陶を受けた山藤政八は、一体となって桐生織物の技術革

新に寄与し、織物産業を発展させたのである。

桐生は江戸中期まで、生絹・紬などの半製品の生産地であり、それらを西陣織などの原料として京都に納入していた。つまり原料生産に止まり、完成品の生産・販売には至っていなかった。これが江戸後期、完成品生産へむけ技術力を高めて行くことになる。元文三年（一七三八）に京都西陣より高機たかばたが伝えられ、それまで単純な平織しか生産できなかったのに、この新技術の導入により、飛紗綾ひさや・縮緬ちぢみ・龍紋りゆうもん・紋緞もんじゆなどの高級絹織物が織り出せるようになる。さらに天明六年（一七八六）以降、西陣の紋工小坂半兵衛が、桐生へ先染紋織の技術など先進技術をもたらしたことにより、京都西陣への依存を脱却することになった。こうして技術的に京都西陣の技術を習得し独自に発展させていったことで、桐生の絹織物産業は京都西陣の支配から脱却し、西陣に匹敵するような関東での地位を得るようになってゆく。⁽¹⁴⁾

彦部家では、信有の草木染め、知行の黒繻子、山藤政八の金欄織といった技術を獲得していったが、それは京都・江戸といった文化の中心地から先進技術を吸収し、それを発展させたものであり、こうした方向性は、桐生地方全体の動向と歩調を同じくしたものであることが理解されよう。

文化・文政期には、彦部家における女子奉公人の数が急激に増加しており、これは糸染や織のための人手であり、この頃には本格的に織物経営に乗り出したと考えられる。⁽¹⁵⁾ 工藤恭平によると、これに符号するように、彦部家の土地譲渡・金融関係の証文は、天保期がピークをなしており、その要因を織物を主軸とする商品経済の活発化に求めている。⁽¹⁶⁾ つまり、絹織物業での収益が土地購入に投下されたのであろう。先進文化を吸収し、自己のものとして高めてゆくことこそ、彦部家の発展の道筋であった。

この点は、営利活動のみならず文芸活動にも顕著に表れている。先に

も引用したように彦部信有・知行、山藤政八等は和歌など文芸の習得に非常に積極的であり、その背景には桐生地域における「桐生国学」の隆盛がある。桐生新町とその周辺の村々の人々、これは主に絹織物産業に関わった人々であるが、彼等による国学研究が盛んで、宝暦・明和の頃を端緒とし、文化・文政・天保期に全盛を迎えたとされる。絹織物産業に関わって財を成した人々は、当代屈指の国学者を桐生へ呼び込み、その学術活動を援助するとともに高度な文化を吸収し、黒川真頼のような近代に通じる国学者を生み出すまでに至っている⁽¹⁷⁾。

彦部家もこうした桐生国学の中心的存在である。『群馬県山田郡誌』⁽¹⁸⁾では彦部信有を次のように紹介する。通称数馬、楓廼舎と号し、江戸で清水浜臣・大寂庵立綱に歌文を学び、後に橘守部についた。また漢方医学を佐藤方定に、本草経学を大館貞に学び、人々の治療にもあたった。その著書に『楓廼舎日記』『信有家集』『寿守乃鏡』がある。同じく知行については、通称栄太郎、草野・竹林舎・松広斎等の号があり、詩文に長じ、文墨茶人などで東毛に足を運んだ人の多くは、知行の許に立ち寄ったとする。知行にも『広沢古事談』『桐生の里ぶり』といった著書が知られている。

信有は隠居すると江戸に住み、文芸活動に専念し、前述の坂本家臣の訪問を受けるのもこの江戸の住居である。さらに知行は、その子守信を昌平坂学問所に入れ、守信は江戸町奉行遠山景元に仕え、幕臣田中定方の養子となり、明治維新後に帰郷して彦部家を継いでいる。

彦部家の旧臣活動は、こうした産業・文化など多様な活動の一端なのである。前述のように、坂本家は足利將軍家の末裔であり、会津藩士となつた義部は、神道学・軍学をもつて同藩に仕官し、藩主正容に將軍家の理髪の儀を指南するなど故実に通じていた。坂本家は、家柄・学問・身分と彦部家の憧憬に値し、さまざまな文化的スキルの宝庫であり、そこには模倣し吸収すべきものが揃っていた。

彦部家には坂本家の由緒書がいくつ書写・所蔵されており、その一本が足利家御由緒書写(116—2)である。この坂本家の由緒書の写しが彦部家に存在する理由は、その「右者当四月御老中越中守様より依^(松平定信)御尋」、坂本家右之通被^レ書出^レ候写、足利鏖阿寺迄被^レ遣候を、尚又写置申候、以上、寛政三辛亥年 月」という奥書から、寛政三年四月に老中松平定信の命により坂本家(義辰)が由緒書を作製し、その写が鏖阿寺に寄贈され、それをまた彦部家が同年中に写したものであることが知られる。書写したのは、時期的に彦部信有にならう。

この坂本家由緒書は「清和天皇皇子貞純親王後胤鎮守府將軍八幡太郎源義家」から始まり自身に至る系譜と、「從^二足利家^一相伝器記讓物類扣」という相伝の宝物類の一覧により構成されている。すなわち系譜+宝物一覧という形式である。

系譜に添えられた宝物類の一覧は、自家の家系の正当性を示す物証として記載されているのであろうが、それらは例えば冒頭の和歌・太刀について

清和天皇貞純親王^正被^レ下候
震筆 御製

一、和歌 老首

源氏重代 宝永年中於^二京都^一焼失に付写にて所持仕候

一、鬚切丸太刀 老腰

同断に付相州綱広^二鬚切之影を写為^レ打候太刀所持仕候

と京都で焼失したものの写しであるなど、果たしてどれほどの証拠能力があるのか疑問で、またそれらが本当に譲与され、相伝してきた家宝であるかどうかが問われた様子もない。個々の宝物には証拠能力がないという実態からすれば、それは「所持していること」それ自体に意味があると理解せざるを得ない。またいわゆる「家宝」の一覧による由緒の主張は、坂本義辰が老中の命によって提出し、その後、何ら問題が生じて

いないことから、公に認知された型式であったことになろう。

こうした一覧で列挙されるお宝に対し、1で言及した彦部氏宛の由良氏の宛行状は、同じ由緒を語る証拠ではあっても取り扱いを異にする。由良氏の宛行状は、領主としての由緒を証明するための証拠で、家譜(121)にそれを書写した際には、字体まで正確に謄写しようと努力している。これは中世でいう法的な効力を持った写しである「案文」に相当しよう。彦部家は、この宛行状で広沢郷内千疋を給付されたのであり、この写しもかつては、知行地を宛行われた武士であったことを証明する証拠として、機能させようとしていたのであろう。

中世文書にこうした機能を持たせようとする努力は、山本英二の紹介した甲斐の依田氏などによる偽文書の作成に通じる⁽¹⁹⁾。この偽文書は、武田家浪人であることを主張するために機能しており、こうした証文として機能させようとした中世文書などと、所持している宝物を一覧で示すような由緒の主張の仕方は、もとより機能を異にするのではないか。

文政十一年三月の坂本義知の鏝阿寺参詣の際には、

一、九日御殿様、大日前御宝物拝見、則大日堂より豊敷旧臣残らす麻袴^二御供、右拝見相済、足利家御先祖より之御宝物、御持参被^レ遊、此度旧臣之面々^二拝見被^レ仰付、不^レ残本堂^二並居、御前御手伝から、

其品

御系図

後醍醐天皇様より給り候御繪子^三 三通

同御製和哥

同アカメノ扇子

同烏扇

同鏡之上帯^{オビ}

其外種々拝見

(交流記録、114)

とあるように、旧臣たちは袴を着て鏝阿寺の坂本義知の許へ出仕し、殿様(義知)へ供して本尊大日如来の仏前で宝物を拝見し、それが済むと、足利家先祖よりの宝物の拝見が命じられている。これらは義知が会津、もしくは江戸から、わざわざお披露目のために足利へ持参したものであり、後醍醐天皇繪旨・同和歌・扇子などの家宝を、自ら本堂へ並べて拝見させている。

宝曆・安永頃の彦部至輔宛鏝阿寺千手院満慶書状では、「当秋ハ御家^(坂本家)之御什宝、私方迄御預ケ之思召^二被^レ遣候筈^二御座候、其節ハ常遣シ大川甚八以、御知せ可^二申上^一問、其節^二御公用も無^二御座^一候ハ、御光駕奉^レ待候、恐々謹言」(七月二十八日付、332)とあり、坂本家の家宝が鏝阿寺へ預けられることになり、それが実現した際には、お知らせするので見に来て欲しいと述べている。これは坂本家が鏝阿寺・旧臣等へ資金的助成を申請していた際の音信であるので、宝物のお預けも、これと関係する可能性はある。ただし、足利家伝来の宝物が、足利後胤坂本家―菩提寺鏝阿寺―旧臣彦部家をむすびつける媒介となっていたことは確かで、その宝物としての価値が相応に高かったことがうかがわれる。

家宝を列挙するという坂本家の由緒書上のスタイルを、彦部家でも採り入れていることは、彦部信有が鏝阿寺の大井甚蔵へ送った書状で知られる【10】。すなわち、老中松平定信に坂本義辰が由緒書を上申した同年九月、自家の家筋を詳しく説明するように坂本家より指示され、そのため大川甚蔵の会津飛脚のついでに「御書物・宝物等」を書き上げて申し上げたのがこの書状である。列記された家宝類は足利家の知行割書付・旗・鎧・刀剣・鞍などである。坂本家では老中定信より「右家来分之者共、只今^二茂取継等之儀在^レ之候哉之事」(116―1)が尋ねられているので、これに関連して坂本義辰から彦部信有へ問い合わせがあったのであろう。この幕府からの坂本家へのお尋ね↓坂本家から彦部家への

お尋ねという連鎖のなかで、家宝一覽というスタイルが伝播されていたのである。

【10】彦部信有書状（322）

（包紙）「彦部数馬 彦部五兵衛」
（端裏書）「寛政三亥年九月認遣ス」

足利寺家

大井甚蔵様 彦部五兵衛

大井甚蔵殿会津飛脚^三出立被^レ致候^ニ付、此方家筋之様もくわしく可^二申上^一と被^レ申[□]、御書物・宝物等、書付^ニいたし被^レ達[□]候の儀故、此書状^ニ認[■]、荒増一寸申遣候、

以^三手紙^一啓上仕候、時分柄冷氣相益申候得共、御安業随分奉^レ存候、随而^二当方無^一別義、乍^レ憚貴意易候へ共、可^レ被^レ下候、然者、坂本公御様子、承度奉^レ存候、御沙汰候へく候ハ、早速為^二御知^一可^レ被^レ下候、扱又先達而ハ、度々参上仕、預^二御世話^一、不^レ残忝奉^レ存候、其節御尋之儀左^二申上候^一、

- 一、足利家より之知行割之御書付、且御状等所持仕候、
- 一、麿 鐘 陣幕
- 一、貞家一腰
- 一、鎗 二筋
- 一、鞍 七口
- 一、矢根

右之通所持仕候、右之趣鑊阿寺様^江被^レ仰上^一、御前宜敷被^レ經^二御披露^一被^二成下^一候様奉^二願上^一候、且又是儀会津表御飛脚等^ニ御尋被^レ成候へく候、尚又宜敷被^二仰上^一被^二下置^一候様、偏奉^二願上^一候、先日右之段申上度、如^レ此御坐候^{□□}甚被^レ廻^レ別、早々申上候、尚委細ハ期^二其面^一可^レ申、恐々、以上、

九月十三日

彦部五兵衛

大井甚蔵様

尚々鑊阿寺様へ宜敷被^二仰上^一被^レ下候様奉^二願上^一候、以上、

ただし①で彦部家の系譜の略述に用いた宝暦十三年由緒書上は、坂本家の寛政三年の由緒書上の三十年程前に書かれたものであるが、同様に系譜+家宝一覽という型式である。つまり彦部家では系譜+家宝一覽という型式の由緒書上を、かなり以前から採用していることになるが、これにはやや疑問がある。すなわち宝暦十三年の由緒書上の筆跡は、寛政三年に書写された坂本家書上に近似しており、また表紙の題字の書き様も、本文の半丁五行書も同じで、宝物一覽の末尾には、

宝暦十三年彦部家書上 「右之通所持仕候以上」

寛政三年坂本家書上 「右之通代々相伝所持仕候以上」

とほぼ同じ一文がある。よって宝暦の書上は、寛政の書上を筆写した信有により、同時期に作成されたのではないかという一つの推測がなし得る。

【1】に見えるように、明和元年に下広沢郷鳥居家へ家筋を主張して郷士身分を得ているのは事実であり、それに仮託して由緒書上を作成したか、もしくは昌信が作製した由緒書上を、坂本家のスタイルを採用して書き改めた可能性が考えられよう。いずれにせよ宝暦十三年彦部家書上は、寛政三年坂本家書上と近似しすぎており、また後世の信有の筆跡であろうことから、坂本家の由緒書のスタイルを彦部家が踏襲して作られたと考えるのが妥当ではないか。

彦部家は現存する資料からして、系譜の作製に必要な様々な文献を収集・研究していたと考えられるが、そうした資料収集も坂本家からの助けを受けていたようである。彦部家資料中には、康正二年造内裏段銭并国役附・永享年中御番より彦部氏関連記事を抜き出した抄本があり（県史写真247）、その最末には、

坂本学兵衛

五月廿四日

義知（花押）

彦部栄太郎

と奥書があり、坂本義知から彦部栄太郎（知行）へ提供された文献であることが明らかとなる。系譜部分についても、坂本家のバックアップを受けながら、調査が進められていったものと想定され、彦部知行が安政二年に記した系譜奥書の草案には、

右家譜者、本紙蔵^レ家而在、年至于後年^一、恐有^二虫喰消字等^一故、集而以^レ為^二一卷^一畢、尤世嗣之外、雖^レ為^二氏族^一、聊^レ可^レ許^二他見^一者也、

于時安政二年六月

高階知行（花押）

とあり、幕末安政期、知行の段階で家蔵していた家譜が虫食などにより字が読めないような状態で、それを集めて一卷に成すような作業がなされていることが知られる。⁽²⁰⁾

④ 社会運動としての旧臣活動

彦部家は、旧足利將軍家の側近という由緒から、会津藩土坂本家との家臣的関係を結んでいるが、同様の例、つまり百姓・商人層が、江戸時代以前の某家旧臣という由緒に基づいて、旧主家に旧臣が集まり組織化されてゆくことは、後述するように幕末期では、上野国新田の岩松氏、下野国壬生氏、同国喜連川氏などいくつかの事例が指摘されている。こうした北関東での動向は、一つの文化的・政治的な社会運動とみてよいだろう。

上野国新田岩松氏は幕府交代寄合格で一二〇石に過ぎなかったが、その系譜が徳川家に近い由緒ある家柄として譜代大名並の待遇を得ていた。岩松家には旧臣を称する由緒の者が数百人規模で組織されており、それは地元である上野に限らず、広く武蔵・下野・奥羽と北関東から東北地方にまで及んでいる。この由緒の者たちの新田岩松氏への「出入り

関係」を明らかにした落合延孝は、由緒の者の多くは一八世紀後半以後の関係であること、階層的には村役人・豪農層であること、岩松氏の家の行事に参加し資金的援助を行っていること、岩松家の旧臣という立場から苗字帯刀の許可を得て、在地社会での社会的地位を得ていることなどを指摘している。⁽²¹⁾

泉正人は下野国壬生家旧臣団の事例を紹介している。⁽²²⁾ 戦国期、下野国都賀郡壬生に勢力を張った壬生氏は、豊臣秀吉の小田原征伐の際、北条氏に味方して取り潰しとなり、その家臣団も帰農したり、他家に仕官したりと解体した。それでも下野壬生家の後胤を擁して旧家臣の組織は存続しており、寛文五年（一六六五）に下野壬生家の血脈が途絶えるという危機にあたっては、直接的な血縁にない京都の官務家壬生家を旧主家筋にすえて組織を維持する。この壬生家旧臣と、官務壬生家の媒介となったのが下野壬生家の菩提寺である常楽寺と、同家の勧請になる雄琴神社であり、ことに常楽寺は壬生家や旧臣等から資金を集めて金融貸付を行うなど、旧臣組織の主導的立場を維持することに努めた。

この壬生家旧臣団の動向で興味深いのは、幕末期、嘉永二年（一八四九）頃に現われる壬生市正なる人物の動きである。この人物は、当初、官務壬生家から旧臣たる承認を拒否されたようなあやしげな人物で、なんとか旧臣身分を得ると、常楽寺を拠点として下野各地から壬生家旧臣を募り、勝手に由緒を発給したり、来歴不明の槍を売却するなど、そもそも金品が目当てであったようだ。そのため市正と常楽寺は、他の壬生家旧臣から糾弾されることになる。ただしこの市正のあやしげな旧臣集めの活動には、そのいかがわしさにかかわらず、多数の応募があったわけ、多少あやしげな由緒の供給であったとしても、それに応じてしまうという、背景にある需要の大きさが認められる。

泉は同じく下野の喜連川家の事例もとりあげている。⁽²³⁾ 同家は鎌倉公方の末裔で五千石の旗本であり、鎌倉公方家の末裔という社会的地位から、

縁切り駆け込み地として離縁の仲介を行っていた。新田岩松の当主の猫絵が魔除けとして珍重されたように、その高貴なる由緒が社会的な尊敬を招いた結果といえよう。

こうした彦部家の旧臣活動に類似した農民・商人層による旧臣運動を、全体として把握し分析を加える能力を、私は持ち合わせていない。しかし、武士に準じる身分を獲得し、村落内での地位を確保したり、親族内での優劣を競うなど直截な利益に拘わる運動ではなく、もう少し広やかな視野をもった社会運動であったのではないかと感じている。

久留島浩は、由緒研究のもつ問題点として、由緒研究は個々の家の問題に一面化しがちであり、また幕末・維新期に、政治的行動をとろうとする多くの百姓出身の者たちが、村を離れた政治的行動をとるときに必ずといってよいほど言い立てるのが、かつて（近世以前に）武士身分であったという由緒であったが、このことの意味については解明できていないとする⁽²⁴⁾。農民層の武家たる由緒を語っての社会活動を、個々の問題に特化させず、その背景にある社会思想とその動向をあぶり出してゆく必要がある。

彦部家の場合、いわゆる草莽的な活動はみられず、むしろ幕末には嫡子を昌平坂学問所に学ばせ、幕臣となして武家の養子に入れるなど保守的である。こうした方向性は、その活動母体たる桐生国学が、過激な尊皇攘夷・倒幕運動とは一線を画していたことに由来するのである。とはいっても草莽同様に、村・地域といった枠組みを越えた活動に身を投じているのは確かであり、従来の幕藩制秩序に捉われない、前向きな活動のエネルギーが感じられる。

最後に幕末期の坂本義統書状を引用して、旧臣活動の最終段階に触れておこう。

【11】坂本義統書状（322）

（包紙）「彦部栄多殿 坂本右兵衛 紙封物巻つ添」

尚々

義暉⁽²⁵⁾將軍御書毫一軸贈給候、御芳志之段、弥々忝承候、珍藏令致、扱又由来書明細御取調、且御端書之趣、逐一父子感心いたし候而、猶々御老人へも宜敷御通声頼入候、

（中略）

御札令二披見一候、春色相催候へ共、愈御無事珍重此事二存候、然者、件々之祝酒并出陣為二見舞一目錄之通り贈給り、忝次第二存候、扱又京師争戦之儀、御方及二委曲一候、申聴之趣、弥々令二満足一候、右之あし申進度計候に、如レ此に候、猶一家中面々へも宜披露頼入候、恐々謹言、

三月十三日

彦部栄多殿

坂本右兵衛

義統（花押）

会津藩主保科容保は京都守護職として上洛していたが、前掲の交流記録には「文久三癸亥 坂本御父子会津中将殿京都守護職、被レ蒙レ仰御上京」とあり、坂本義知・義統親子も上洛することになったらしい。この書状もその頃のものと考えられる。この際、彦部家では出陣見舞い⁽²⁵⁾他、足利義輝揮毫の軸と由来明細取調を送っている。坂本家は、いずれにも感謝を示しているが、ことに由来明細については、親子共にいたく感心し、老人（彦部知行か）によるしく伝えてほしいという。

由来明細の内容は不明であるが、義輝揮毫に関する由来調査で、京都へ出陣する親子へ、何らかのメッセージが込められていたのではなからうか。いずれにせよ、それが坂本親子を感動させるまでに完成されたものであったらしい。これは信有・知行二代にわたる文芸活動の成果といえよう。

おわりに

彦部家で語られた由緒を機能面で分類した場合、「家の由緒」は下広沢郷における同家の領主権を獲得・保持する機能を果たし、「村の由緒」は桐生領五四ヶ村という地域の権益を守る機能を持った。こうした機能面で考えると、彦部家が足利將軍家の末裔たる会津藩士坂本家へ旧臣と称して交流をもった「旧臣活動」は、彦部家にとって如何なる意義を持ったのか、その点を考えてみた。

彦部家の坂本家への旧臣活動は宝暦頃より確認され、足利鏝阿寺を介して、坂本氏の足利参詣の際に御目見し、袴を賜っている。こうした交流がより活発となるのが文政・天保期であり、彦部信有・知行親子は江戸勤番中の坂本邸へお見舞いに参じ、また足利参詣を促し実現させるなど関係を一気に深め、坂本義知からの一字拝領・感状下賜といった名譽に浴している。

この彦部信有・知行の代に彦部家では、絹織物産業への進出を本格化させ、また当時、盛んであった桐生国学でも中心的な役割を担っている。足利旧臣としての活動も、そうした彦部家の活動の一部として捉える必要がある。絹織物産業では、信有は江戸で本草学を学んで草木染の技術を獲得し、子息知行は京都西陣へ修行に出て、その織物技術を習得して桐生での黒縹子織を創出している。また桐生国学では江戸から当世屈指の国学者を桐生に呼び込み、和歌・漢文学などの文化を開花させている。

こうした中央の文化・技術に接近し、それを獲得し自己のものとして発展させてゆくことが彦部家の繁栄の基礎をなしている。坂本家への接近も、もちろん中世以来の足利家臣の家柄というアイデンティティーを前提として、会津藩で神道・軍学・有職に通じた家柄として重きをなしていた同家のもつ文化への憧れや尊敬といったものに促されていった結

果であろう。坂本家との交流の中で、同家に蓄積されていた文化的スキルを獲得し、それに近づいてゆくことが、家の発展につながってゆくと考えられていたのではなからうか。実際、幕末期に知行の子が昌平坂学問所に入り、幕臣身分を得てゆくのは、その成果と考えて良いだろう。

この彦部家の旧臣活動は、一見すると幕藩体制の支配秩序に捉われた保守的なもののように思えるが、果たしてそうだろうか。江戸幕府は武家を頂点とする身分支配体制を構築し、政治・軍事はもちろん、経済・文化でもその多くの部分を独占・支配・統制した。それらを集積しておく場所が武家の首都江戸であり、経済・文化の中心である大坂・京都も直轄支配下に置いた。しかし幕末期にむけて、武家による様々な分野における独占状況は破綻してゆく。経済力・文化力を高めていった彦部家のような百姓身分の家が、より高度な政治・文化面での成長を渴望すると、どうしても身分制秩序の枠に抑えられることになる。その欲求・矛盾の表れが旧臣活動ではなかったか。そうした動向は彦部家に限られるわけではなく、北関東で示した新田岩松家・喜連川家・壬生家など各地で旧臣活動が活発化する状況からすれば、広範な社会的現象と捉えることができよう。

こうした旧臣活動は、尊皇攘夷・討幕運動といった過激な政治的・軍事的行動により幕藩体制を突き崩そうとする草莽の運動とは、まったくベクトルを異にする。しかし旧臣活動も、幕府支配秩序の否定という部分では同根であり、その支配秩序を根本から変革してゆく方向性を持っていたのである。

註

(1) 林匡「鳥津吉貴の時代」「鳥津氏一門家の成立」(『黎明館調査報告』二二、二〇〇八年)

(2) 群馬出版センター、一九九五年

- (3) 山本英二「村の由緒、イエの由緒」(『日本歴史』六七三、二〇〇四年)
- (4) 堀越靖久「近世期の桐生」(『国立歴史民俗博物館研究報告』九五、二〇〇二年)
- (5) 『群馬県史 通史編五』(群馬県、一九九一年) 第二章三節桐生機業の展開
- (6) 『桐生織物史上』(桐生織物史編纂会編、国書刊行会、一九七四年、初版三五年)
- (7) 『群馬県史 資料編一五』山田郡大間々町桐原藤生素三所蔵
- (8) 『群馬県史 資料編一五』千葉県習志野市藤崎吉田幌所蔵
- (9) 足利市役所、一九二八年
- (10) 吉川弘文館、一九八一年
- (11) 322は「会津侯属臣坂本家由緒書」と表書された袋に一括して坂本家との交流関係史料が入れられている。
- (12) 322、年未詳七月二十八日千手院満慶書状
- (13) 国書刊行会、一九六四年、二六五～二六六頁
- (14) 『群馬県史 通史編五』(群馬県、一九九一年) 第二章三節桐生機業の展開
- (15) 同前
- (16) 「近世桐生近郊農村における一富農の経営」(『早稲田商学』一一四、一九五五年)
- (17) 『桐生市史』(桐生市、一九五九年) 第四章近世の桐生
- (18) 山田郡教育会、一九三八年、一三三頁
- (19) 山本英二「近世の偽文書―武田浪人を事例に」(久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』柏書房、二〇〇四年)
- (20) 拙稿「西の彦部と東の彦部」(『武尊通信』一一〇、二〇〇九年)
- (21) 「出入り関係の形成と新田岩松氏の権威の浮上」(『関東近世史研究』三六、一九九四年)
- (22) 「近世における戦国大名旧臣の結合―下野国壬生氏と常楽寺・雄琴神社―」(『民衆研究会編』『民衆史研究の視点』三一書房、一九九七年)
- (23) 「領主的「権威」と地域―近世喜連川家を素材に―」(『国士館大学教養論集』六五、二〇〇九年)
- (24) 「村が「由緒」を語るとき」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年)
- (25) この後、義統は戊辰戦争で死没したらしく、明治元年には義広が名跡を継ぎ会津から斗南藩に転じ、明治七年には「足利旧縁諸氏」に迎えられて栃木県足利郡北郷村に赴き実業に身を委ね、大正九年に没したと、その子義寿がその墓誌に刻んでいる(前沢輝政『新編足利の歴史』国書刊行会、一九八三年)。
- さらに 昭和二年には坂本義寿・鏝阿寺学頭山越忍空・彦部駒雄による「名誉アル過去ノ歴史ヲ尊重シ、其ノ純真ナル関係ヲ永遠ニ持続スベキ」という覚書を交わしている(322)。

(國學院大學非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)
 (二〇一三年一月二五日受付、二〇一三年五月二四日審査終了)

The Hikobe Family in Kiryu and Their Activities as a Former Retainer of the Ashikaga Shogunate Family

HISHINUMA Kazunori

Through an analysis of the activities of a former retainer of the Ashikaga Shogunate, the Hikobe family of Shimo-Hirosawa Village, Kiryu, Kozuke Province, this paper clarifies the importance of a family history in the early-modern class system, and brings to the fore a social movement that lay behind this former retainer family's activities.

The Hikobe family were prominent and influential farmers in Shimo-Hirosawa village, and were appointed as village officials. According to legend, however, in the Muromachi and Warring States period, the family under the surname of Takashina served in Kyoto as attendants of the Ashikaga Shogunate family, and at the end of the Warring States period, the family settled in Shimo-Hirosawa village. The family history as feudal lords shows that in the Warring States period, they were granted the Senbiki area within the Hirosawa Village by the Yura warlord clan. In addition, the historical records of 54 villages in the Kiryu domain state that for the Battle of Sekigahara, the family presented flag silks and flagstuffs. These records are a so-called "family history" and "village history," and supported their right to rule the village, and control the silk textile industry. On the other hand, as a former retainer of the Ashikaga Shogunate family, the purpose of their fraternization with the Sakamoto family, who were Aizu domain retainers, is not exactly clear. With regard to the Sakamoto family, Yoshiaki, a wandering samurai and a great-grandchild of Yoshiaki Ashikaga, was finally accepted into government service in the Aizu domain. He was appointed by Masakata Hoshina, the lord of the domain, because of his good knowledge of Shinto studies, military science and tactics, and studies in ancient court and military practices and usage. Ashikaga Bannaji Temple acted as an intermediary between the Sakamoto family and the Hikobe family to establish a former retainer relationship, resulting in the granting of the following rewards: *omemie* (privilege of having an audience with the shogun), *omimai* (visiting rights), grant of *kamishimo* (Edo-period ceremonial dress of the warrior class) and a letter of approval, and *ichiji hairyo* (receiving one character from their lord's personal name to be incorporated in their name) . Originally, the Hikobe family introduced advanced textile techniques and skills from Nishijin in Kyoto, and in the field of literary art, they invited scholars of the Japanese classics from Edo to Kiryu, and visited the capital to absorb its culture and to encourage the flourishing of the Japanese classics in Kiryu; they actively absorbed

and introduced the civilization and culture of the capital and thus brought prosperity to the family. It can be considered that as a former retainer, one of the purposes for the Hikobe's activities with the Sakamoto family was to make contact with and follow their go-ahead and advanced culture. In the last days of the Tokugawa Shogunate, the heir of the Hikobe family became a vassal of the shogun, and also the heir of a samurai family. It is apparent that the family was devoted to improving their status in society; however, it is not correct if this is understood as simply providing support for the class system encouraged under the Shogunate administration. In fact, it was actually a form of resistance to the centralized exclusive system of politics, economy, and culture maintained by the samurai families, and it should be acknowledged that it was a positive aspect of this class trying to gain more control of these monopolized areas. For such trends, a qualitative commonness with the commoner movement can be found in the sense of relativization of the ruling system by the Shogunate, and it is also a social trend broadly confirmed in the East Kanto region as well as by the Hikobe family.

Key words: history, samurai family, class system, silk textiles, Japanese classics